

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置			重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区 域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期 間	令和3年 8月 8日(日) ～9月 30日(木)	令和3年 8月23日(月) ～9月 30日(木)	令和3年 8月26日(木) ～9月 30日(木)	令和3年8月 8日(日) ～9月 30日(木)
適 用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項			特措法第24条第9項

令和3年**9月9日**
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

内 容

○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市、郡山市、福島市】
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

○混雑した場所等への外出は厳に控えてください。
【いわき市、郡山市、福島市】
(特措法第31条の6第2項に基づく要請)

○感染リスクの高い行動は控えてください。

- ・不要不急の外出は自粛してください。
- ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。
- ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。
- ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

○基本的な感染対策を徹底してください。

- ・3つの密を徹底的に避けてください。
- ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。
- ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

いわき市
郡山市
福島市
(重点区域)
・
その他の
地域

飲食店等の皆様へのお願い

内 容

- 営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。
- 酒類の提供の自粛(終日)をしてください。
- カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗
- 特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)
- ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保
- ◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)

◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については <https://ichijishienkin.go.jp/>

- 営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。
(酒類の提供は、午前11時～午後7時)

- 店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)

【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗

- ・接待を伴う飲食店
- ・酒類を提供する飲食店

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))

■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)

上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。

■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)

いわき市
郡山市
福島市

(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)

その他の
地域

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全地域

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

内 容

(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)

○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場等は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。

・出入口の制限、整理券の配付、混雑状況等の情報発信など

○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。(イベント開催の場合は午前5時から午後9時まで)

【対象】 詳細は次ページのとおり

【営業時間の短縮に応じていただいた場合】

協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり))

※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。

(延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)

○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。

- ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。
- ・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。
- ・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。
- ・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。
- ・店舗内の消毒や換気を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

いわき市
郡山市
福島市

(特措法第31条の6
第1項、第24条第9
項に基づく要請)

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設（1, 0 0 0 m²超の施設）

施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】
飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等

イベント関連施設（1, 0 0 0 m²超の施設）

施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等（集会の用に供する部分に限る）
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドライン**を遵守し、**感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 8 6 4 4 (受付時間9時～17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数上限		開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの	午後9時まで (県全域)
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限	

(特措法第24条第9項に基づく要請)

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

（特措法第24条第9項に基づく要請）

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)